

児童館の概要

1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

2. 設置状況

- 4,453か所 公営:2,553か所
民営:1,900か所
＜社会福祉施設等調査(令和元年10月1日現在)＞

3. 設置及び運営主体

- 都道府県、市町村(特別区含)、社会福祉法人等

4. 児童館の設備と職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

5. 公的助成

- 施設整備費
・令和3年度予算案
次世代育成支援対策施設整備交付金(64億円)の内数 [補助率:定額(1/3相当)]
- 運営費
平成24年度から地方交付税措置

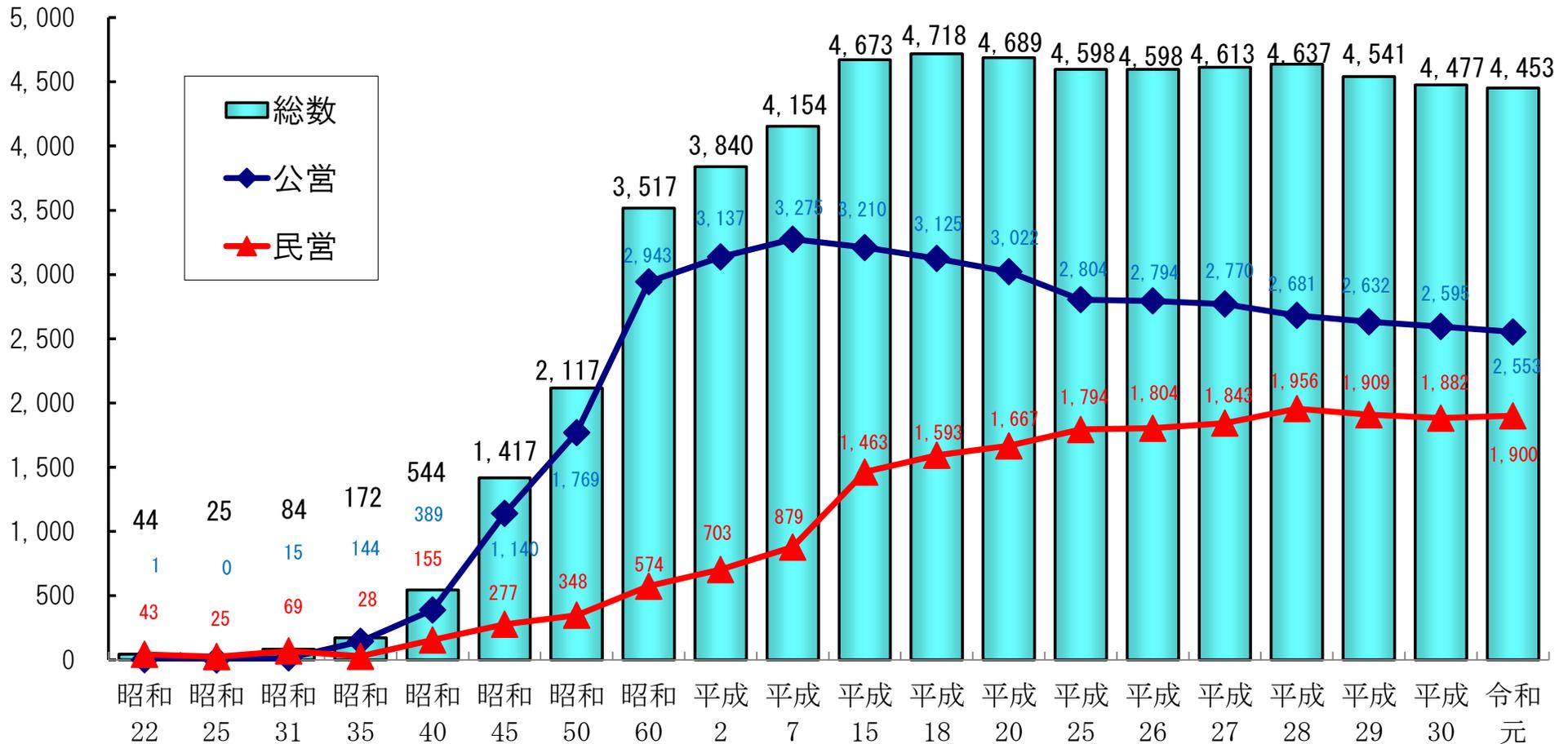
6. 運営について

- 児童館ガイドライン
児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの(平成30年10月子ども家庭局長通知)
- 児童館実践事例集
好事例を事例集としてとりまとめたもの(令和2年3月)

児童館数(公営・民営別)の推移

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加した。
- その後上昇カーブは緩やかになり、平成18年をピークに、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

(注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



※ 社会福祉施設等調査より(各年10月1日現在の数値)

児童館に係る法令等の規定内容（目的・機能）

<p>児童福祉法 (昭和22年法律 第164号)</p>	<p>(児童厚生施設) 第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。</p>
<p>児童福祉施設の 設備及び運営に 関する基準 (昭和23年厚生省 令 第63号)</p>	<p>第六章 児童厚生施設 (設備の基準) 第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。 (職員) 第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者 三 社会福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの 五 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項) 第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。 (保護者との連絡) 第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。</p>